

# 山梨県公報

号外第二十七号

平成二十五年

四月二十六日

金 曜 日

## 目 次

### 監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十五年四月二十六日

山梨県監査委員	芦 沢 幸 彦
同	中 込 孝 元
同	中 村 正 則
同	河 西 敏 郎

- 1 監査対象事項  
・ 県税の賦課徴収事務について  
・ 出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について
- 2 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年4月26日付け山梨県公報号外第27号
- 3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
テーマ1 県税の賦課徴収事務について 1. 個人県民税(均等割・所得割)及び個人事業税 (1) 個人県民税の賦課・徴収に当たり市町村との協力体制を構築すべきである(意見) 県は、個人住民税の賦課徴収については、法令により市町村が行うことになっており、市町村に依存している。県は、賦課業務については市町村とともに申告内容のチェック手法の研究、組織体制の構築方法、これらの講習活動を行うなど、共同的な組織体制を整えるべきである。	個人県民税の賦課徴収は、法令に基づき「個人市町村民税の賦課徴収と併せて市町村が行なう」こととされているが、例外として地方税法第48条により市町村からの同意を得て滞納者から徴収できることとされている。 賦課業務に疑義がある場合は、従来から市町村税において助言を行っており、今後も県と市町村が共同で行っていくべき内容、共有すべき情報等について担当者会議の場などで協議していく。 また、徴収に当たっては、滞納整理推進機構を設置し県と市町村とで共同して滞納整理を推進してきた。平成24年度には、地方税法第48条による滞納整理の他、市町村の税務職員の派遣要請を行なうなど、共同した取り組みを更に推進している。 非居住者の事業所・家屋敷等に係る課税客体の把握に関しては、不動産取得税の課税データが市町村の固定資産税の課税データに漏れなく反映されていることから、新たに県から市町村に提供できるデータは無いものと考えている。

<p>賦課徴収に係る市町村への訪問調査について、正式な行政文書として保存するとともに、調査計画等に基づいた効果の高い調査とすべきである。</p>	<p>今後は、計画的な調査の実施に努めるとともに、結果については、行政文書として保存する。また、滞納整理推進機構との役割を明確にする中で、調査内容の見直しを行った。</p>	<p>留意点」等には非課税分の詳細を記載することにより、対象者に周知することとした。</p>
<p>(2) 不動産貸付業の課税の認定基準を見直す必要がある (意見) 不動産貸付業の課税対象は、家屋及び土地の貸付について一定の基準が定められている。 この基準に満たない場合、所得税の不動産所得が290万円超であっても、課税の対象から除かれる事例がある。 個人事業税の課税の公平性からや、県税事務所の確認作業などにかかるコスト負担を考慮すると、認定基準に問題があると判断されるので、基準の見直しについて国へ働きかけを検討することも必要である。</p>	<p>平成 23 年度関東甲信越主管課長会議において、総務省自治税務局都道府県税課に対して本県を含む全都県の総意として「5棟10室」等の認定基準を賃貸料収入金額とするよう、既に要望している。 本事業は、取扱通知改正を伴うことから、引き続き国に対して機会を捉え要望を行なっていく。</p>	<p>現在、国の税制調査会において社会保険診療の実質的非課税措置の存続について継続的な検討が行われており、検討結果によっては、現行の課税方式の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となる。このため、当面は、国の動向を見守ることとした。</p> <p>また、計算書の記載間違いについては、税理士会などの納税関連団体等に伝え、計算ミス等による間違い等がなくなるよう周知する。</p>
<p>(3) 個人事業税について申告納税制度への移行も検討すべきである (意見) 個人事業税は所得税申告に基づき県が調査の上課税標準を決定して賦課課税が行われている。県は適正な課税が行われるように独自の調査を実施して課税標準を算出しているが、調査には限界がある。納税者自身が自己責任により申告を行う申告納税制度に移行することも一考の価値があるものと思われる。 制度の大幅な変更を伴うもので、県が独自に行うものではないので、国に對し要望していくことも必要と思われる。</p>	<p>制度の根幹にかかる問題であり、国や他の都道府県の動向も含め、慎重に検討すべきものであり、現時点では要望する段階にはないものと考えている。 確定申告書の「個人事業税に関する事項」の記載を徹底させることで、納税者に個人事業税の申告をしているという認識を持たせるとともに、課税業務の負担軽減ができると考えるので、記載について周知を図っていく。</p>	<p>県の実態調査の結果、請負業等について所得税の確定申告と明らかに実態がかけ離れていると判断した場合には、国に對し内容を確認することとする。 また、国税の調査に基づき情報については、今までどおり必要な情報提供の協力を求めるなど、国税と連携を図るよう努めていく。</p>
<p>(4) 医療系の居宅サービス収入について事業税の課税、非課税を周知する必要がある。(意見) 社会保険診療は、地方税法(第72条の</p>	<p>現行配付している「医療・歯科医療の所得に関する計算書の作成に当たっての</p>	<p>49の8)に基づき事業税を非課税にしているが、医療系の居宅サービスの中に社会保険診療から除かれる収入があり、その部分については事業税が課税になるので、周知する必要がある。</p> <p>(5) 医療の事業税の所得計算を所得配分方式に変更することを検討すべきである。(意見) 医療の事業税の所得計算を、納税者の申告負担及び県税の作業の効率化を図るため現行の「経費配分方式」から「所得配分方式」への変更を検討すべきである。 また、計算書については計算ミス等による記載間違いが多く見られるが、間違いの内容を類型化し、税理士会などの納税関連団体等に伝え周知する必要があると思われる。</p> <p>(6) 請負業等の所得の判定について、国税と同一の見解で対処することが望ましい。(意見) 県税事務所は、事業税を賦課するに当たり、請負業等の所得税の確定申告者で通常単に自己の労働を提供しこれに対する対価として賃金を受け取っている者については、事業税を課さないこととされていることから、「請負」か「給与」かを判断するため独自に実態を調査している。 しかし、「給与」と認定した事例でみると、「給与所得」とするならば申告所得が減額となるが、県税事務所には所得税を更正する権限はないのでその後の対応はない。結果として、国税の申告と事業税の申告(賦課)に相違が生じることとなり、その是非に疑問を感じる。国税と連</p>

携し、国と県が同一の見解のもとに対処することが課税の公平性の観点からも望ましいと思料される。

(7) 情報の入手及び管理状況が前近代的なのでシステムの強化等を検討すべきである(意見)

個人事業税の課税の計算のために行なう確定申告書の複写、損失申告の書面によるファイル等の対処状況は前近代的なもので、順次システムを強化し、データの電子化等の改善を図るべきである。また、電子申告の一層の普及啓発活動を行うことが必要である。

確定申告書の添付資料を含めた電子化については、今後とも国と連携して e-Tax の普及を図っていく。  
また、損失申告の繰越欠損控除の処理の効率化については、現時点での e-Tax の普及率や税務システムの状況からすると現在の方法が合理的だと思われるが、将来的な税務システムの再構築の検討とあわせて、他の都道府県の状況等も参考にしながら現在より効率的な処理方法を検討することとした。

地方税法に従い、納税通知書により決定した課税標準額は納税者に通知しているが、経費の按分方法等については、ホームページ等に掲載することにより周知することとした。

(8) 課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の賦課に必要となる共通経費の按分について、その処理方法を広く周知することや、按分の結果等を通知することを検討することも必要である。(意見)

課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の賦課に必要となる共通経費等の按分について地方税法の規定では調査を前提としているが、実際の賦課実務においては県が独自に各事業の収入比によって按分を行っているため、その実態と乖離してしまう可能性が存在する。

調査の全件実施は多大なコストを伴うため慎重な判断が必要だが、そのような処理を行っていることを広く周知することや、按分の結果等について通知を行うこと等を検討することも必要ではないかと思われる。

(9) 事業用資産譲渡損失を事業収入から減算する際に事業割合が考慮されない(意見)

個人事業税の計算においては、所得税では譲渡所得に区分される事業用資産の譲渡損失がその所得金額から控除されることとなっているが、その控除額の算定時に事業用資産の事業専有割合が全く考慮されていない。現在の計算方法では、譲渡損失のうち、事業外の家事使用に該当する金額までもが控除対象となるが、所得から控除される譲渡所得の金額の算定に当たっては、事業専有割合を考慮した計算が行われるべきであると判断される。

個人事業税の事業用資産の譲渡損失については、確定申告書の「住民税・個人事業税に関する事項」欄に記載することになっているが、記載されていない場合が多い。このため、「雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄に譲渡損失の記載がある資産のうち、事業用資産に当たるものを、個人事業税の事業用資産の譲渡による損失額としている。  
ところで、この欄に記載された事業用資産の譲渡損失額には、所得税の計算上事業専用割合分しか計上されず、家事使用分については含まれていない。  
したがって、個人事業税の譲渡損失の計算において、事業専有割合を考慮する必要はない。

しかし、確定申告書の「住民税・個人事業税に関する事項」欄に記載があれば、事務の合理化が図られることから、この欄に事業用資産の譲渡損失の記載が徹底されるよう関係機関を通じて指導していく。

(10) 事業開始の届出書の提出義務が形骸化しているため、その必要性を含めて検討すべきである(意見)

山梨県県税条例によると、県内において個人事業税の課税の対象となる事業を開始又は廃止した個人は、その旨を記載した届出書を山梨県知事に提出しなければならないとなっている。(県税条例第43条の6)

しかし、山梨県においては当該届出書の提出は相当数行われていないと推測されているにもかかわらず、その実数は把握していないとの事であった。

「個人の事業開始等の届出書」については、事業者の開・廃業日や住所変更等を記載するようになっており、賦課実務の参考にしていく。

県のホームページには既に届出書の提出についての記載があるが、国の協力を得て、所得税の確定申告の説明会の機会などを通じて、事業を開始する者に対して、周知するなどしていく。

<p>届出書が単に事務作業を煩雑にされるだけのものであれば廃止を含めて今後の運用方法を検討すべきである。検討の結果、その存在が必要であると認められるならば、規定に従って適切に運用すべきであると考えられる。</p>	<p>事業廃止の際の事業税の申告等について、県のホームページなどに説明を掲載するほか、課税者に対して納税通知に説明を同封するなど、その周知を図っていく。</p> <p>その上で、特に悪質な場合には、個別に過料の適用を検討することとした。</p>	<p>わかるが、これらの事項について納税者はなじみがないため周知がされていない状況にある。したがって、これらの事項についても各種団体等へ機会を捉えては指導を行い、広報に努めるべきである。さらに、適正な課税の担保のために実地調査の実施をより検討すべきである。</p>	<p>業者にに対し確定申告書の事業税に関する事項を記載するよう周知を図っていく。</p> <p>また、電話や文書照会などにより課税に係る実態把握は行っており、必要があれば実地調査も行うこととしているので、今後も同様に行っていくこととする。</p>
<p>(11) 個人事業税の不申告者に対する過料の制度運用を検討すべきである。(意見)</p>	<p>事業を廃止した場合の事業税の申告期限は1月以内となっているが、確定申告を待たずに個人事業税の申告を行なった者は担当が把握する限り存在していない。</p>	<p>2. 県民税利子割及び配当割 (1) 利子割、配当割の非課税の申告について実地検査が必要である。(意見)</p> <p>県民税利子割、配当割の課税に際して実地検査は行われていないが、特に非課税範囲に対しては申告内容についての実地検査が必要と思料される。</p>	<p>県民税利子割の特別徴収義務者のほとんどは金融機関である。また、配当割の特別徴収義務者は多くが配当を行う法人と証券会社を含む金融機関であるが、法人が行う配当業務は信託銀行等の金融機関に業務委託されており、事実上特別徴収義務者としての業務は金融機関が行っている。</p> <p>金融機関は徴収事務に精通しており、システムによるチェックが行われること、監督庁による定期的な検査が行われていることなどから、業務への信頼性は高い。また、法人が行う配当の事務等については、特別徴収義務者の業務を行う者が全国に及ぶことから、調査対象も全国に及ぶこととなる。</p> <p>上記を勘案すると、定例的な実地検査は事務効率及び費用対効果の点で現実的ではなく、現状では実施していない。ただし、現状でも、不正の疑いやミスが頻発するような事例が発生した場合は、調査を行うこととしており、今後も必要に応じて実施していく。</p>
<p>県税条例によると、個人事業税の納税者で、申告を行わなかった者に対しては10万円以下の過料を科すと定められているが、その過料を申告期限後のどの段階で科するかについては特段の定めもなく、実際には過料を科した実績は存在しない。申告期限を遵守している納税者との公平性確保のためにも、当該過料の制度については規定の整備を行ったうえで、その運用について検討すべきであると思われる。</p> <p>また、年の途中で事業を廃止した場合には、少なくとも申告期限が遵守されるよう、個人事業税と所得税確定申告の申告期限が異なることについて広く周知することも重要であると考えられる。</p>	<p>国に対して、関係各団体への「住民税・事業税に関する事項」等の記載指導及び周知を依頼していくとともに、県においても、ホームページ等を通じて、個人事</p>	<p>3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税） (1) 課税所得のない不申告法人に対する法人県民税均等割の課税について、課税漏れが生じる可能性があるため防止策</p>	
<p>(12) 所得税申告書や決算書の正確な記載の指導や広報を行うべきであり、また必要に応じて実地調査を行うべきである。(意見)</p> <p>個人事業税は所得税の事業所得や不動産所得を前提として賦課が行われているが、所得税とは異なる個人事業税特有な扱いがある。所得税の申告には注意が払</p>			

<p>等を検討すべきである（意見）</p> <p>現行制度上では国税の申告のない法人県民税の不申告法人に対して、県独自に均等割の課税を行うことはできなく、課税漏れとなる可能性がある。</p> <p>今後納税者への申告の誘導（しよう）や国税との連携により課税漏れを防止するように努めるべきである。</p> <p>また、制度的な欠陥と思考されるため、地方税法の改正を要請することも必要と思われる。</p>	<p>不申告法人に対しては、申告の誘導や国税の申告状況の把握等を行っているところであり、今後も課税漏れを防止しよう努めていく。</p> <p>なお、不申告法人への均等割の課税については、平成24年度関東甲信越地区税務主管課長会議の場において、国に対する地方税法の改正要望を提案したところ。</p>	<p>休業の判定に当たっては次のような問題点が見られる。</p> <p>① 一部、実態を確認しないで形式的に休業の判定が行われているため、法人への接触等をより行い実態の把握に努めるべきである。</p> <p>② 活動の実態が不明なA法人について、3カ年の課税保留だけではなく、未処理の状態になっている期間についても、課税保留等の処理を行うべきである。</p>	<p>今後は、法人側との接触等により、一層の実態把握に努めていく。</p> <p>課税保留は、原則的には法人の実態把握ができた事業年度から実施すべきものと考えており、過去の事業年度に遡っての処理には馴染まないものと考ええる。</p> <p>なお、当該法人については、過去9年間不申告であったが、直近の3期分については、国税からの法人税申告に係る情報提供を受け、法人税の申告書類により活動実態のないことが確認できたため、当該3期分に限って課税保留したところ。</p>
<p>(2) 法人県民税等の課税に当たり国税及び市町村との協力体制を構築すべきである（意見）</p> <p>法人県民税の法人税割は国税の確定法人税額をもとに、法人事業税及び地方法人特別税は法人税の課税所得額等をもとに算定されることから、国税との連携が必要である。</p> <p>また、法人県民税の均等割は申告の有無の把握が重要であり、市町村との連携が必要である。</p> <p>したがって、今後も国税や市町村との協力体制を構築することが必要である。</p> <p>また、不申告法人に対する均等割の課税漏れの防止のため、不申告法人の情報交換を積極的に行うとともに、国税への決定の依頼等を行っていく必要がある。</p>	<p>市町村とは不申告法人の情報交換を適宜、行ってきたところであるが、今後も引き続き、国税や市町村との密接な協力体制を構築していく。</p>	<p>③ 休業法人判定票のチェック欄について改善すべき点が見られる。</p> <p>また、休業判定が行われた後に営業の再開が行われていないか、継続的なフォローが必要である。</p>	<p>今後は、判定表に接触状況がわかる資料の添付、特記事項欄に法人や税理士との接触状況を記載する等、より法人の状況がわかるようにしていく。</p> <p>また、休業判定後においても、国税からの情報提供を受ける等により、継続的なフォローを行っていく。</p>
<p>(3) 休業法人の判定に当たって改善すべき点が見られる（意見）</p> <p>県は「休業法人に係る法人県民税均等割の課税の取扱について（通達）」に基づき、事業活動を行っておらず休業又は廃業状態となり事業再開の見込がない休業法人に対して法人県民税均等割の課税を保留している。</p>	<p>不申告法人の情報については、国税や市町村に対して積極的に提供していくとともに、必要に応じて税務署に対して決定の請求を行っていく。</p>	<p>(4) 医療法人の事業税の課税方式を所得配分方式へ変更することを検討すべきである（意見）</p> <p>現在の医療法人の事業税の課税方式は経費配分方式を採用しているが、納税者の作成負担及び、県税事務所の作業の効率化からも所得配分方式への変更を検討すべきと思われる。</p>	<p>現在、国の税制調査会において社会保険診療の実質的非課税措置の存廃について継続的な検討が行われており、検討結果によっては、現行の課税方式の廃止を含めた抜本的な見直しが必要となる。</p> <p>また、経費配分方式は税法の趣旨を的確に表した計算方法であることなどから、当面は、現行の課税方式とし、国の動向を見守ることとする。</p>
<p>(5) 医療法人の事業税の記載要領を見</p>			

<p>直すべきである(意見)</p> <p>医療法人の事業税の計算に当たり記載要領を送付しているが、理解し難い文章なので、記載内容を見直すことが必要と史料される。</p> <p>(6) 医療法人の事業税の非課税に該当しない収入について周知すべきである(意見)</p> <p>医療法人の事業税の非課税に該当しない福祉系居宅サービスについて、納税関連団体等に啓蒙し周知徹底すべきである。</p> <p>(7) 県民税の課税免除が周知徹底されていないので改善が必要である(指摘事項)</p> <p>県民税の課税免除の申請書の提出がなされないまま結果的に免除となっている社団・財団法人が存在している。不適切な対応なので、社団・財団法人の新法人への移行手続きの際に、所管課の窓口等において課税免除の申請等に係る周知を行う等の改善が必要である。</p> <p>(8) 2 以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税法人税割及び法人事業税の分割基準となる期末従業員数等の実態調査の実施を検討すべきである(意見)</p> <p>2 以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税法人税割及び法人事業税の課税標準額を都道府県ごとに分割する際に用いられる分割基準の実態についての調査がほぼ行われていない状</p>	<p>「医療法人等の経費の明細書記載要領」及び「医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領」について、記載例を具体的に示し、わかりやすい資料となるよう記載内容を見直した。</p> <p>医療法人の事業税の非課税に該当しない福祉系居宅サービスについて、「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」を「医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領」の記載例に追加し明確にしていくことや、納税関連団体等への周知の機会を作っていくことなどにより、申告誤りを防止していく。</p> <p>課税免除の申請等に係る周知文書を作成し、私学文書課の窓口を訪れる全ての法人に対し、周知することとした。</p> <p>全国の対応状況を参考にし、効果的且つ、本県に適した調査方法を、平成25年度にかけて検討することとした。</p>	<p>況である。</p> <p>分割基準の調査は手法によっては比較的容易に行うことが可能であると思われる。また県内に主たる事務所等を有する499 法人については地方税法により山梨県がその分割基準の修正等を行うことと定められているため、他の都道府県に対する責任を履行するためにも定期的な調査等の実施を検討すべきであると考えられる。</p> <p>(9) 法人県民税均等割の税額の基準となる期末資本金等の金額の確認方法について改善を検討する必要がある(意見)</p> <p>法人県民税均等割の税額は申告書第6号様式に記載の「期末資本金等の金額」により確認が行われているが、税法と会計の資本金等の金額は一致しない場合もあり、法人の誤認により誤った記載がなされる可能性がある。</p> <p>今後は事務コストを勘案した上で定期的に税務署から資料を入手し、その金額が正確であるか定期的に確認を行うことも必要ではないかと思われる。</p> <p>(10) 県内に寮等のみを有する法人に対する均等割課税について課税の漏れが存在する可能性がある(指摘事項)</p> <p>県内に事業等を有せず、寮等のみを有する法人に対しても均等割の課税が行われることとされているが、現在の確認方法では法人が寮等を賃借して使用しているケース等、課税漏れの防止が不可能であると思われるケースが存在する。</p> <p>今後は賃貸物件を含めてその使用状況の確認を行うことが課税漏れ防止のために必要であると考ええる。</p> <p>(11) 医療法人に対する事業税の重加算金免除は不適切である(指摘事項)</p>	<p>国税と県税とのデータ突合用資料を用いて資本金等の額の不一致が生じているケースを抽出し、税務署で申告書や貸借対照表の調査を行うことにより、正確な資本金等の金額の確認に努めていく。</p> <p>県内に事業所が無く、寮等のみを所有している法人に対する課税漏れの防止の改善策として、建築物の新築や増改築を行う際に提出される建築確認データを利用した不申告法人の調査を行うこととした。</p>
--	--	--	--

<p>法人事業税の申告において仮装隠蔽の事実を起因して修正申告に至った法人に対しては、地方税法に基づき、重加算金を課することとされているが、自主決定法人である医療法人の事業税については現在その修正申告が国税の調査の結果、重加算税が課されている場合においても県独自の判断により重加算金を課していない。</p> <p>この処置については根拠となる規定等は存在せず、県が説明するその理由についても何ら合理性は認められない。</p> <p>今後は医療法人についても規定に従い、仮装隠蔽を行った事実が判明した法人に対しては、重加算金を課するべきである。</p>	<p>医療法人についても規定に従い、仮装隠蔽を行った事実が判明した法人に対しては、法人または税務署調査などによって所得の内容を把握したうえで、重加算金を課していくこととした。</p>	<p>限られた事務コストの中で効率的に調査を実施するために対象法人に対しては、現在山梨県独自の「外形標準課税に係る申告確認票」の申告書への添付義務化等により、適正な申告を可能とするような指導も行っていくべきであると考えられる。</p> <p>4. 不動産取得税</p> <p>(1) 不動産取得申告書の制度が形骸化している中で、申告書の提出を促進していくこと及び過料を科していくことを検討すべきである(意見)</p> <p>地方税法によると、不動産を取得した者が取得した内容を申告、又は報告しなければならぬとされている。</p> <p>原始取得の場合、自発的な申告ではないものの、県若しくは市町村の実地調査時に提出依頼をしているため、ほぼ全ての申告書の提出があるが、承継取得においては申告書の提出及び報告はほとんどない。</p> <p>地方税法及び県の条例では、不動産の取得者に自主的な申告を促し、取得や移動の事実等の内容が容易に把握できるよう規定しているものと思量される。しかし、実態は、これらの事実を市町村からの情報や法務局での調査により把握しており、前述のとおり、取得者からの積極的かつ自発的な申告はほとんど行われていない。</p> <p>県は、条例上規定されているこれらの制度が有効に機能するよう不動産を取得する者に対して取得時には申告が必要であることを積極的に広報することが必要である。</p>
<p>(12) 法人事業税における外形標準課税の申告書のチェック方法の改善が必要である(意見)</p> <p>外形標準課税の申告時に添付書類として義務付けられている決算書(貸借対照表及び損益計算書)と申告書別表との突合は現在行われていない。</p> <p>外形標準課税の性質上、決算書の金額と申告書別表の金額が必ずしも一致するとは限らない等の斟酌すべき事情はあつたものの、事後の調査に係るコスト軽減のためにも決算書と別表間の外形的なチェックは一定程度有効であると思われる。</p> <p>今後は事務コストを勘案した上で、効果的なチェック方法への改善が必要であると考えられる。</p> <p>(13) 外形標準課税に係る研修会の実施や「申告確認票」の提出義務化を検討すべきである(意見)</p> <p>過年度において実施された外形標準課税の調査結果を見ると、初歩的な申告誤りによる修正、更正の事例が多数散見さ</p>	<p>決算書と申告書別表の金額は殆どの場合一致することはないことから、申告書の処理時に決算書との突合は行わず、今までも同様に調査の際に確認することとし、別途、合理的かつ効果的なチェック方法を検討することとした。</p> <p>本県で外形標準課税の調査対象となっている法人は約100社程度あり、すべての法人に直接赴いての調査及び申告指導</p>	<p>県ホームページの掲載内容を充実させるなど自発的な申告等が行われるよう啓発を図っているところであるが、申告情報だけでは課税することはできず、申告内容を確認、補完するためには現行の法務局調査等も継続して実施していく必要がある。</p> <p>従つて、今後も申告等が適正に行われるよう取り組んでいくとともに、引き続き法務局調査等も併せて実施し、申告が行われない場合についても適正かつ効率的な課税を実施していく。</p>

<p>また、県の条例では不申告等の罰則について規定しており、不申告者に対しては過料を科していくことも必要と思われる。</p>	<p>過料については、申告制度の周知を十分行ったうえで、その必要性に応じて科していく。</p>	<p>局から入手する情報によるところが大きいため、市町村が把握できていない場合や、未登記の不動産を承継した場合については、取得の事実を認識する方法がない。</p>	<p>情報を共有する中で、インターネットで公開されている競売情報などにより、未登記不動産の把握に努めており、基本的には賦課漏れは無いものと考えている。</p>
<p>(2) 承継取得についてより効率的な移動情報の入手を検討すべきである(意見) 県税事務所は、主に偶数月と3月に各法務局へそれぞれ2～3名で出向き、登記内容を手作業で転記及びチェックしており、平成22年度では延623名と、調査月の半分近く、年間では4分の1近くを費やしている。</p>	<p>平成 24 年度関東甲信越地区税務主管課長会議(平成24年6月)での合意により、国に対して、電子データによる不動産取得税の賦課に必要な登記情報の提供がおこなわれるよう要望した。併せて、市町村に対しては情報提供の働きかけを行っている。</p>	<p>このような状況では、賦課が漏れている可能性が大きく、課税の公平性からも問題であり対処法を考察すべきである。 また、未登記不動産を把握し、賦課漏れを防止するため、多方面からの情報の入手等、情報取得媒体の拡大を図ることも検討すべきである。</p>	<p>しかしながら、事実確認が極めて困難なケースもあることから、市町村とのより一層の連携強化を図ることにより賦課漏れがないよう更なる取り組みを進めていく。</p>
<p>しかし、これら転記作業は、地方税法の固定資産税の規定により市町村には法務局より資料が通知されているという。不動産取得税ではこれらの規定が手当てされていないため上記の作業を行っている。山梨県のみ対応では困難ではあるが国等へ申し入れすることも必要である。また、県税事務所は市町村に働きかけこれらの通知または加工された情報を入手することも必要である。</p>	<p>また、より効率的な賦課、審査、調査を可能とするために、提供を受けた情報を直接課税システムに取り込めるような取り組みも進めていく。</p>	<p>5. 自動車税及び自動車取得税 (1) 社会福祉法人の自動車税課税免除を厳格に対処することが必要である。(指障事項) 課税免除車両の実態調査で課税免除取消しを行った法人が数件あるが、いずれも調査の翌年度からの課税となっており、本来は取消し事由の発生した時点に遡及して課税すべきであるので、実態調査は不適切な対応と判断される。</p>	<p>課税免除の事実が消滅した時点の認定を適切に行い、自動車税課税免除取扱要領の規定に基づき適正に運用していく。</p>
<p>電子化が進む現在、法務局及び市町村より資料を入手できるならば、より効率的な賦課、審査、調査が可能となる。転記といった手作業から脱却し、より合理的な行政手法を考察すべきである。</p>	<p>未登記不動産については、原始取得の場合、市町村が行う航空写真なども取り入れた調査により確認を行っているため、把握漏れは無いものと考えている。また、承継取得についても、市町村と</p>	<p>社会福祉法人に対する課税免除車両の実態調査の書面を試査したところ、複数台の車両の課税免除申請を行っている法人において、不適切な使用状況と推測されるにも関わらず電話連絡及び文書により指導し、免除を継続している事例及び課税免除車両の使用頻度が低い状況を散見したが、全車両を課税免除対象とすることが適正なのか疑問である。課税免除対象基準について規定の整備を行い厳格に対処することが必要である。</p>	<p>使用状況の適否を的確に判断するための車両運行記録簿の整備に関する規定の追加及び使用頻度に見合う課税免除車両の台数制限等、社会福祉法人に対する課税免除に関する自動車税課税免除取扱要領の改正について、関係機関と協議しながら検討していく。</p>
<p>(3) 未登記の不動産の一部について賦課漏れが生じているため改善策の検討が必要であり、また、課税客体(土地、家屋)の把握についても情報取得媒体等の拡大を図ることを検討すべきである(意見)</p>	<p>未登記不動産については、原始取得の場合、市町村が行う航空写真なども取り入れた調査により確認を行っているため、把握漏れは無いものと考えている。また、承継取得についても、市町村と</p>	<p>(2) 身体障害者等減免要件の再検討及び事後の実態調査が必要である。(意見) 身体障害者等に対する自動車税等の減免制度については、その使用用途等に一定の制限が設けられているが、実際にそ</p>	<p>減免決定後の実態調査については、隔年で「本人運転」と「家族運転・常時介護者運転」の調査を実施している。</p>



<p>の要件を充足しているかについての事後的な調査が行われていない。</p> <p>減免という課税上の特典を与える以上はその実態について定期的に確認を行うべきである。</p> <p>「家族運転・常時介護者運転」の減免の対象となっている自動車の使用要件についてはもっぱら障害者等の通学等に使用することと定められているが、その「もっぱら」（1年を通して通学等のために週3日以上、もしくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用する場合をいう。）の定義については再度検討を行う必要があると考えられる。</p> <p>(3) 山梨県内居住者が所有する県外ナンバー自動車問題に対しては更なる啓発と対策が必要である。(意見)</p> <p>自動車税は陸運局への届出住所をもとに課税が行われるため、県内居住者が所有する県外ナンバー車両(年間約1万台)に対しては山梨県として課税が行えないため、登録住所変更促進のためのラジオ広告やポスターの掲示等を行っていることだが、道路運送車両法上の罰則規定の存在の周知を含めて更なる啓発活動を行うべきであると考える。</p> <p>この問題解決のためには全国レベルでの都道府県の連携が重要であると考えられるため、山梨県が率先して問題解決の牽引役となることを期待する。</p> <p>(4) 自動車取得税の申告における課税漏れの防止策として販売店へ調査等が必要である。(意見)</p> <p>自動車取得税課税標準の決定時においては売買契約書の添付が義務づけられ</p>	<p>減免申請時には、「家族運転・常時介護者運転」の減免申請対象車両の「もっぱら」「通学等」の使用要件充足の適否に関する調査は、市町村若しくは県保健福祉事務所に委ねており当該機関の発行する減免資格証明書により確認している中で、当該機関と協議しながら合理的な調査方法について検討していく。</p> <p>「もっぱら」の定義等使用要件については、県福祉保健部長通知「身体障害者等に対する自動車税、自動車取得税及び軽自動車税の減免に係る減免資格証明書の発行の取扱いについて」等により規定され運用してきたところであるが、今後、他団体の状況等を調査し、現行の要件の問題点を検証していく。</p> <p>県広報等を活用して啓発に努めるほか、ポスターを作成してガソリンスタンドなどへ掲示を依頼すること等により、県外ナンバー自動車の登録替えの啓発を図っていく。</p> <p>自動車の適正登録については、国土交通省が全国的に推進しており、これまで同様国土交通省と協力して適正登録に努めていく。</p> <p>平成23年度には、無作為に抽出した申告書にかかる契約書等の提出を販売店に</p>	<p>ていないため、課税漏れが発生する可能性が存在することから、販売店に対して定期的な事後の調査を更に徹底していくことが必要である。</p> <p>申告から納付までの一連の作業は納税者本人ではなく、販売店が代行するケースが一般的であるため、納税義務者本人に申告書の控えが渡されず、申告内容を確認することができない恐れがある中で、販売店に対して申告書の控えを必ず納税者本人に渡すように指導を徹底することが必要である。</p> <p>6. 鉈区税</p> <p>(1) 鉈区税についてより経済的な課税方法を検討することも必要である(意見)</p> <p>年間の鉈区税の税収とそれに関わる管理・徴収コストの見合いがとれているか疑問である。経済性の観点からより合理的な課税方法を検討することも必要である。</p> <p>7. 固定資産税</p> <p>(1) 納税者が提出する償却資産申告書の申告内容の検討や実地調査を実施すべきである。(意見)</p> <p>償却資産税の課税に当たっては納税者</p> <p>要請して申告内容との実合調査を実施し、抽出した全車両について付加物(自動車の付属物)にかかる申告が適正であること、また、契約書等に明記された自動車取得税額と申告額が一致していることを確認している。</p> <p>質問検査権に基づく当該調査を継続的に実施して課税漏れの防止に対応していくとともに、申告時における付加物の取扱について適宜周知することにより、適正申告の徹底に努めていく。</p> <p>平成23年度には、申告事務を代行する販売店に対して、申告誤りを防止するためにも納税義務者本人が申告内容を確認できるように申告書の控えを納税義務者に渡すよう通知(依頼)するとともに、今後も上記調査時に周知を図ることとした。</p> <p>なお、納税義務者に対しては、提出した申告書の控えを確認するよう県ホームページでの周知を継続していく。</p> <p>鉈区税の課税に当たっては、賦課期日から納期までが短期間であるため、本県の鉈区を管理する関東経済産業局管内の他の都県も、本県と同様に文書による照会ではなく直接出向いて鉈区台帳の確認を行っている。今後も、適正な課税を行う必要があることから、関東経済産業局での確認作業を行っていく。</p> <p>償却資産が膨大であることから、今後</p>
--	--	--

<p>が提出する償却資産税申告書に基づき普通徴収を行っている。提出された申告内容が適正であるか否か、県が独自に検討や調査を行っている。国税、市町村等への接触をより行い申告内容の適正性を確認すべきである。</p>	<p>は市町村との連携を図りながら、法人税申告書の内容との突合などにより申告内容が適正であるか確認を行っていく。</p>	<p>推進のためにも、定期的な調査の実施は重要であると考えられ、今後はその実施について検討を行うべきであると思われる。</p>
<p>8. 県たばこ税        (1) たばこ税の税率変更時の手持品課税において行われた調査は不十分であり、結果として不申告事業者が存在する可能性がある(意見)        平成22年10月1日のたばこ税率引き上げに伴って手持品に対する課税が行われた。手持在庫数2万本未満の事業者は免税となるためその実態については調査の実施が重要であったと言えるが、国税主導のもとで実際に行われた調査はその件数及び調査対象ともに十分であったと考えることは難しい。結果として実際に申告が行われた割合は事業者全体の29.6%と2万本という数字に対する一般的な感覚からすると低いと思われる。不申告者が存在する可能性は否定できない。当該手持品課税時の実態調査は、従来各税務署が選定し、主導してきた経緯はあるものの、県が独自に主体的に行動することも必要と考えられる。</p>	<p>手持品課税に当たっては、小売販売事業者等に関する情報を把握している国が、仕入れ数量や販売形態などを考慮して調査対象を決定し、全国一律に国・県・市町村が共同して実施していることから、現在の方法が最も合理的であると考え、調査の有効性が高まるよう調査対象の選定方法などについて国へ協議していく。</p>	<p>課税の対象となっていないゴルフ場も含め、課税対象の境界にある既存のゴルフ場については、インターネットでの定期的な調査の他、必要に応じて現地調査を行う等、課税対象施設かどうかの判断を適切に行っていく。</p>
<p>(2) 卸売販売業者に対する調査の実施を検討すべきである(意見)        卸売販売業者に対する調査は現在、実地及び机上のいずれも特段実施されていない。調査対象となる業者は全て本店所在地が県外となるため、その調査に係るコストについては無視できないところではあるが、県内小売店の帳簿等でその仕入れ状況等を確認することにより、僅少なコストで効果的な調査は十分に可能であると判断される。適正な申告納税の</p>	<p>県内小売販売業者の帳簿等による仕入れ状況の確認については、小売販売業者の数が約2千7百事業者と膨大であることなどから正確な調査が難しい。たばこ税については、(財)地方自治情報センターが運用するたばこ流通管理システムを利用して、卸売販売業者等が提供するデータと各自治体への申告内容を照合することにより、課税の適正性を確</p>	<p>課税の対象となるゴルフ場の定義及び判断基準が明確な規定となるよう事務処理要領を改正する。</p>
<p>(3) ゴルフ場利用税の課税対象となる可能性があるゴルフ場にもかかわらず長年調査が行われていない施設が存在することが判明した。早急に調査を行ない、課税対象となるか否かを検討する必要がある(指摘事項)        Aゴルフ場は、ホール数(18H)及びホールの平均距離(119.278)は課税対象</p>	<p>9. ゴルフ場利用税        (1) 課税の対象となるゴルフ場であるか随時調査を行うべきである(指摘事項)        事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税に当たり課税対象となるゴルフ場を定めているが、当該ゴルフ場に該当するか否かの検討を随時行うことが必要である。        (2) 課税客体の対象となるゴルフ場の把握に当たって、事務処理要領の記載を明確にすべきである。(指摘事項)        事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税に当たり課税客体の対象となるゴルフ場を定めているが、当該課税対象の把握に当たって、次の事項等について事務処理要領の記載が曖昧であるためより明確な規定化を行うべきである。        ① ゴルフ場の総面積        ② 複数のテイクグラウンドが存在し、レキエラータイが明示されていない場合のテイクグラウンドの選択        ③ テイクグラウンド上のレキエラータイの位置</p>	<p>Aゴルフ場については、昭和61年と平成9年に課税対象となるかを検討した</p>

としての要件を満たしている。総面積も固定資産課税台帳上の総面積で見ると約11万5千㎡であり、課税対象としての要件を満たしている。

当該ゴルフ場は、娯楽施設利用税時に未利用地を除外した9万㎡程度を総面積として認定した。昭和61年頃にコースの改修が行われ、9万5千㎡程度の認定を行い、平成9年頃、課税対象となる可能性について検討されたが、その当時から9万5千㎡程度とし課税対象外と判断し、それ以降は特に検討が行われていない。

昭和61年以降大幅な改修が行われていないことを考慮すると、固定資産課税台帳上の総面積と県税事務所の認定面積の差異は昭和61年当時からあった可能性が高いが、その差異を検証できる資料は存在しない。仮に未利用地の認定に合理性があったとしても、当該ゴルフ場は対象施設であるか否かの境界にあり、林地開発の許可を必要としない改修等が行われる可能性を考えると、定期的に税務調査を行い対象施設かどうかの判断を行う必要があると思われる。

Bゴルフ場は、ホール数(18H)及び固定資産課税台帳上の面積は16万5千㎡であり、課税対象としての要件を満たしている。ホール間の平均距離は、フロントテニからの平均距離(約99.67m)、バックテニからの平均距離(約132.23m)であり、フロントテニからの平均距離では課税対象とならないが、バックテニからのそれでは課税対象となる。事務処理要領上ホールの平均距離はレギュラートレーナーをどちらにもとるかにより判断が分かれる。

当該ゴルフ場は、平成9年頃コース間の平均距離やレギュラートレーナーの認定について問題としながらも課税対象外と判断

経緯があるが、いずれも未利用地を除外して総面積を約9万5千㎡と認定し、課税対象外と判断した。

その後も、航空写真(S63.10撮影とH21.9撮影との比較)による机上調査や聞き取りなどにより、大規模な改修は行われていないことから、これまで課税対象ではないと判断してきた。

また、当該ゴルフ場は、平成24年4月に実地調査をしたところ、1番ホールはアプローチ練習場として使用しており、これにより、ホール数「17」、ホールの平均距離(実測値)「122.1m」のゴルフ場となっており、ホール数及びホールの平均距離の要件においても課税対象外のゴルフ場であることを確認した。

当該ゴルフ場に対しては、今後も定期的に調査を行い対象施設かどうかの判断を行っていく。

Bゴルフ場については、新たにバックテニが設けられたことにより、平成9年に調査、検討した結果、フロントテニをレギュラートレーニと認め、課税対象外と判断した。

その後も運用形態が変わっていないことから、これまで課税対象ではないと判断してきた。

また、当該ゴルフ場は、平成24年5月に実地調査をしたところ、18番ホールをアプローチ練習場として使用し、ホール数「17」、ホールの平均距離(実測値)は、フロントテニが100.6m、バックテニが133.8mとなっており、ホール数及びホールの平均距離の要件においても課税対象外のゴルフ場であること

している。平成9年当時の認定に合理性があったとしても、当該ゴルフ場は対象施設であるか否かの境界にあり、プレーヤーの力量やゴルフ場の誘導によってバックテニをレギュラートレーニと認定する可能性が否定できず、定期的に税務調査を行い対象施設かどうかの判断を行う必要があったと思われる。

(4) ゴルフ場利用税の税率の決定に当たり、適用される等級について等級決定基準の計算を簡素化すべきである。(意見)

ゴルフ場利用税の税率は適用される等級に従い5段階で定められている。この等級はゴルフ場の規模、利用料金、整備状況等を基準としており、各項目の点数化により等級が決められている。この点数は利用料金等によって変動することから、その変更のたびに届出及びその確認が必要となる。公平・中立・簡素であることを求められている課税の原則から、より簡素化した課税方法を採用すべきである。

また、利用料金について、キャデイン等は利用料金に算入しないこととなっているが、キャデイン等を高目に設定し、等級決定基準の対象となる利用料金であるグリーンフェイや諸経費を安くすることにより、等級点数を低く誘導することも可能である。

(5) ゴルフ場利用税の免税扱いの利用行為については必要最小限とすべきである(意見)

事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税に当たり課税客体として取り扱わない利用行為を定めているが、課税の公平性を

を確認した。  
当該ゴルフ場に対しては、今後も定期的に調査を行い対象施設かどうかの判断を行っていく。

ゴルフ場は、ホール数やホールの平均距離は同一であっても、コースやその他の施設の整備状況等により利用料金が異なる。  
このため、等級決定に当たっては、ホール数など利用料金を合わせ総合的に判断し、決定する必要がある。  
利用料金については、キャデインやカートフェイといった選択的利用の対価と言われる料金を除いた経費のみをもつて点数算定の基礎とする現方法がより公平かつ合理的な決定基準であると考えている。

なお、利用料金の内訳を操作し、等級を低く誘導する可能性のある点については、利用料金の算定項目でないキャデイン等が明らかに高く設定されている場合、設定料金の根拠等を確認している。

課税客体として取り扱わない利用行為については、ゴルフ場経営に必要不可欠な業務による利用行為とゴルフ場の利用



<p>(3) 自動車税の督促料を徴収することも検討すべきである(意見)</p> <p>滞納者への督促状送付に対し督促料を徴収していない。督促手数料の徴収に当たっては、税システムの改修を伴うため早期の導入は困難と思われるが、経費負担分の督促料の徴収を検討することも一考である。</p>	<p>現状、本県では督促手数料を徴収していない。また、導入には大幅なシステム改修が必要となる。</p> <p>督促手数料は、地方税法において、督促状を送送した場合に、「道府県、市町村の条例の定めるところにより徴収することができる」と規定されているが、現時点で道府県レベルで督促手数料を徴収している自治体は存在しない。</p> <p>督促手数料は、督促状送付に係る郵送料等に限定される実費弁償という手数料の本来の性格から、その徴収は地方自治体の判断に委ねられている。</p> <p>督促状の発付件数から想定される手数料収入金額と税務システム改修や各種様式変更に伴う経費等を比較考量し、導入は見送ることとした。</p>	<p>送付しているが、金融機関より電子により送付され、自動集計されるならば、事務の軽減を図れる。配当割・株式等譲渡所得割も同様である。金融機関等の連携もあり、山梨県独自の対応は難しいところであるので、国に要望することも一考に値すると思料される。</p> <p>(6) 法人県民税等の申告書用紙の送付を希望者のみに行うことを検討すべきである(意見)</p> <p>現在国税の法人税等においては申告書用紙の送付を希望者のみに行うことにより、行政経費の削減に努めている。</p> <p>県においても、税務システムの改修を行うことにより国税と同様の対応を行い、経費の削減ができるのではないかと、次回のシステム改修時には、そのような施策が可能となるような改修を行うことが望まれる。</p> <p>(7) 軽油引取税及びガソリン場利用税の特別徴収義務者に対する報償金制度については他の道府県や国と意見交換等を行いながら、制度のあり方について検討していくことを考えるべきである。(意見)</p> <p>軽油引取税及びガソリン場利用税の特別徴収義務者が納期限までに申告及び納税を行った場合にはその納税額に対して一定率を乗じた報償金が支給されている。このような報償金制度は、他の間接税や住民税の特別徴収制度においては存在しない。この制度は、全都道府県にある制度であることから、他の道府県や国と意見交換等を行いながら、制度のあり方</p>
<p>(4) eLTAXの完全導入を進めるべきである(意見)</p> <p>eLTAX(地方税ポータルシステム)について山梨県は現在法人2税の電子申告に対応しているが、固定資産税(償却資産税)の申告、電子納税、電子申請・届出は未対応である。税務システムの改修を伴うため予算上の制約を考慮の上ではあるが、納税者の利便性の観点から対応をより検討すべきである。</p>	<p>eLTAXについては、先行県の利用状況が低調(電子納税利用率:0.55%、電子申請・届出利用率:3.83%(H23.8.1~H24.7.31))なことから、全国的な対応状況や県内市町村の対応状況等をみながら、対応を検討していく。</p> <p>(現在の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税(東京都のみ)</li> <li>・電子納税(7都県)</li> <li>・電子申請・届出(18都道府県)</li> </ul>	<p>トが少ないため、理解を得ることは難しく、現時点での導入は困難である。</p> <p>今後、申告等の電子化の普及状況等をみながら、検討していく。</p> <p>納税者からの申告、納付管理を確実にを行うため、前年度の申告情報をもとに、名称、管理番号等があらかじめ記載された納付書付きの申告書を税務システムで作成し、納税者に送付している。</p> <p>これにより、納税者側で申告から納付まで一連の手続きに要する事務負担の軽減を図ることができると考えている。</p> <p>電子申告、電子納付等の電子的な手続き、市販の会計ソフトウェア等の普及状況をふまえた機能の見直しを行う際には、経費削減についてもあわせて検討していく。</p>
<p>(5) 県民税利子割及び配当割・株式等譲渡所得割の申告を電子化することにより、集計効率を図ることにも一考に値すると思料される(意見)。</p> <p>県は、県民税利子割を金融機関からの手書きの「利子割納入申告書」をもとに、「県民税利子割課税状況一覧表」を作成</p>	<p>申告の電子化としては、eLTAXを利用し、導入を図ることになるが、申告の電子化についての特別徴収義務者のメリッ</p>	<p>特別徴収義務者への報償金制度は、各都道府県ごとに制度を設けており、軽油引取税は全都道府県で、ガソリン場利用税も44都道府県で実施している。</p> <p>軽油引取税では、全国の均衡を保つため、総務省より交付率が示され、ほぼ同一の運用がなされており、県単独での対応は難しい。</p> <p>両税目の報償金とも地方交付税による</p>

<p>について、その廃止も視野に入れて検討していくことを考えるべきである。</p>	<p>財政措置の対象となつていても踏まえ、国や他の都道府県の動向確認、ワークショップ等での意見交換を行つていく。</p>	<p>には、確定した延滞金だけでなく、本税未納者の延滞金を含めて残高管理を行い、どれくらい割合を徴収していくかという徴収目標を立てる等の活用方法を検討していく必要がある。</p>	<p>た。</p>
<p>12. 滞納整理事務全般          (1) 地区別(担当別)の徴収率を把握し、徴収率向上の対策を検討することが望まれる。(意見)</p>	<p>地区別徴収率については税務システムでは集計できないが、滞納者管理システム(リサーチ)により地区ごとの滞納者数の状況等を把握し、担当地区の見直しを定期的に行うなど、徴収対策の参考になっている。</p>	<p>(4) 延滞金減免の不正入力が行えないようなシステムを構築することが望まれる。(意見)          延滞金減免処理は総合税務所長の決裁をもって決議される。          しかし、税務システム上で延滞金減免処理された全ての案件について、所長決裁が網羅的に行われることを担保する仕組みが構築されていないため、現在の延滞金減免処理手続きは、不正な減免処理を行う余地を残している。          延滞金減免処理手続きの見直しや税務システムの改修等が望まれる。</p>	<p>現行システムの根幹に係わり容易に修正できないため、システム再開発時に検討していきたい。</p>
<p>県税の徴収率の向上のためには、税務システム上の対応が前提となるが、マクロ的な観点から地区別に徴収率を把握した上で、徴収率に応じた原因分析調査を行い、たとえば徴収担当の配置見直し等徴収率向上のための抜本的な対策を検討することが望まれる。</p>	<p>現在県では、円滑な納税が図られるよう自動車税の他にも、個人事業税、法人2税、不動産取得税等の納税義務者に対して、納期限前や督促状発付前の早い段階で電話や文書による納税懇話(しようよう)を行つており、近年徴収率が向上するなど着実な成果をあげている。          今後も課税部門と徴収部門で連携しながら迅速に納税の働きかけを行い、徴収の確保に努めていく。</p>	<p>(5) 執行停止手続を踏んだ上で不納欠損処理を行うことが望まれる。(意見)          不納欠損一覧表をみると、地方税の消滅時刻5年で不納欠損処理を行っている案件が多い。          地方税の消滅時刻5年による不納欠損処理ではなく、執行停止後3年消滅による不納欠損処理を行うことで、不納欠損処理前に滞納繰越額の縮減が図られることとなり、財務の健全性がより確保されることになるため、回収の可能性が著しく低い案件については不納欠損処理前に執行停止手続を行うことが望ましい。</p>	<p>消滅時刻5年経過による不納欠損を可能な限り縮減するため、執行停止の強化月間の設定や、勉強会の開催を行つていく。また、執行停止の事務処理を迅速かつ効率的に行うため、運用の見直しを行った。          今後も、法令に基づき適正な運用に努めていく。</p>
<p>(2) 滞納整理に関して迅速な対応を図るべきである。(指摘事項)          現状、必ずしも滞納案件に対する迅速な対応がされているとは言い難い。徴収部に滞納案件として回される前の段階で、課税・管理部において、回収困難な兆候を把握し、迅速な対応を取ることが望まれる。</p>	<p>(3) 延滞金の総額を集計し、活用方法を検討していく必要がある。(意見)          延滞金総額については、年度末・月末等に集計しているが、その集計結果の分析・活用は十分とは言えない。          延滞金について適切に徴収を行うため</p>	<p>(6) 執行停止の適用基準を緩和することが必要である。(意見)          現状、執行停止については、滞納処分すべき財産がない場合等について、調査に基づいて処理している。          執行停止要件を拡大することは、モラ</p>	<p>執行停止の事務処理を迅速かつ効率的に行うため、運用の見直しを行うとともに、職員間で統一的な基準で事務処理が行われるよう勉強会を開催した。</p>

<p>ルンザードを招く懸念があるため十分な注意を払い、厳格な対応をとることが必要であるが、時効による不納欠損にならないよう、執行停止の適用基準を見直し思い切った執行停止手続の実行が必要である。</p> <p>(7) 換価の猶予の開始日と担保の登記日が一致するように改善することが望ましい。(意見)</p> <p>換価の猶予を行う際には原則として猶予を受ける者から担保を徴さなければならぬが、抵当権の登記日が換価の猶予の開始日及び抵当権の成立日より後になっている事例があり、その間は善意の第三者に対する対抗要件を具備していないことになる。</p> <p>換価の猶予の開始日と抵当権の登記日を一致させるとともに、これを要領又はマニュアルで明記することが望ましい。</p> <p>(8) 執行停止処理の研修等の継続的な取り組みが望まれる。(意見)</p> <p>果税の徴収率の向上や、執行停止要件に該当する滞納者の公平性の観点から、徴収担当の執行停止処理が統一的な水準に基づいて実施されるよう、また、要件にあてはまる滞納者の執行停止処理が促進されるよう、総合県税事務所として継続的な取り組みを実施していくことが望まれる。</p> <p>13. 収納事務全般 (1) 納付方法の拡大について検討すべきである(意見)</p> <p>納付方法として、総合県税事務所窓口での納付・コンビニエンスストアでの納付と多様化が図られてきているが、さら一步踏み込んで口座振替による納付・</p>	<p>今後も、法令に基づき適正な運用に努めていく。</p> <p>抵当権の設定登記に係る事務処理を速やかに行うよう、徴収事務処理マニュアルの改訂を行った。</p>	<p>今後、法令に基づき適正な運用に努めていく。</p> <p>徴収率の向上や公平性の観点から、勉強会や研修を実施するとともに、執行停止を集中的に行う強化月間を設定するなど、今後も継続して取り組んでいく。</p>
<p>クレジットカードによる納付・マルチペイメントネットワークによる納付といった他の納付方法の採用を検討することが望まれる。また、コンビニエンスストアでの納付を自動車税のみならず他の税目についても拡大することが望まれる。</p> <p>ただし、以上のような新たな納税手段の導入は、税務システム等の改修や財務システム改修等の経費が発生するのみならず、維持管理コストに関しても新たな手数料が発生する等の問題が考えられるため、十分な議論を行い対応することが望まれる。</p> <p>(2) 個人県民税の特別徴収の推進が望まれる。(意見)</p> <p>徴収事務の作業量軽減のため、最も効果的かつ効率的な方法は、給与所得者の特別徴収の割合を引き上げていくことであるため、今後さらなる拡大が望まれる。</p>	<p>クレジットカードでの納付は、平成23年度11都県が自動車税の納税について採用しているが、制度導入のために多額の費用がかかる上、納付金額に対して一</p>	<p>定の料率で手数料がかかるなどの多くの課題があるため、実施している11都県の実績とその他の未実施県の動向を注視しながら、次期税務システムの開発の中で検討していきたい。</p> <p>マルチペイメントネットワーク(MPN)については、国土交通省、総務省、都道府県、警察庁が推進している自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)稼働の必須要件であることから、全国拡大を推進している。OSSの稼働には、関係する手数料や自動車税、自動車取得税の電子決済を行うためのマルチペイメントネットワーク(MPN)の導入が不可欠であり、OSS導入に向けた取り組みの中で、MPNの導入についても検討していく。</p> <p>口座振替の自動車税への拡大については、導入済み都道府県の利用状況を見ると、振替不能率が高いこと、全般に利用率が低く最も高い県でも10数%程度で、1%未満の県も多数有ること等から導入しないこととしている。</p> <p>コンビニ収納の他の税目への拡大については、導入済みの他の都道府県の利用状況、導入に係る経費等により導入の可否について検討を行っていききたい。</p> <p>給与所得に係る個人住民税の特別徴収は、法令の規定により事業者に課せられた義務であることから、</p> <p>① 給与所得者の負担軽減 ② 実施済み事業者との公平性の確保 ③ 個人住民税の徴収確保を図るため、県と市町村が一体となって計画的に特別徴収未実施事業所に対し、特別徴収の普及・徹底を働きかけている。</p> <p>平成23年度は、リーフレット、啓発用</p>

<p>(3) 徴収率向上のための諸施策について今後も不断の活動が望まれる(意見)</p> <p>徴収率向上のためには、住民の納税意識を高めること、納税手段を拡大することが有効である。このために、自主納税を促すPRを行う等住民の納税意識を高揚させる活動を継続して行うっていく必要がある。</p>	<p>Q&amp;A等を利用した広報、関係団体(税理士会、法人会連合会、中小企業団体中央会など)に対する働きかけ、文書及び訪問による事業者に対する働きかけに取り組んだ。</p> <p>今後は、3年間の本県での実施状況や先進都道府県の取り組みを参考として、県と市町村共同で新たな対策の検討を行い、これに基づき個人県民税の特別徴収のさらなる推進を図る。</p>
<p>(4) 滞納繰越額の減少に向けての対策を早期に実現することが望まれる(意見)</p> <p>滞納繰越額の減少に向けて、例えば市町村職員が併任発令によって山梨県の総合税事務所に入ってもらうことにより、さらに踏み込んで山梨県が強制的に滞納処分を行うっていくことを現在検討中とのことであるため、当該取り組みを早期に実現することが望まれる。</p>	<p>自主納税は、滞納整理の件数、金額の縮減に寄与するため、本県ではこれまでも自動車税の納期内納税、個人事業税の口座振替などの広報を実施し、自主納税の促進を図ってきた。</p> <p>今後も、納税広報のため庁内各課が所管する広報機会を利用して積極的な広報に努めていく。</p>
<p>(5) 山梨県全体としての徴収率の向上に向けて引き続き取り組んでいただきたい(意見)</p> <p>山梨県では、方針として平成22年度までは現年分の徴収率の向上を優先させてきたが、平成23年度以降は過年度からの滞納繰越の徴収率の向上に努める予定との</p>	<p>平成24年度は、富士吉田市と笛吹市から各1名の職員が派遣され、地方税法第48条に基づいて引き続き継いだ個人住民税の滞納整理を県税事務所職員と共同で行っている。</p> <p>平成25年度以降についても市町村と連携して実施していきたい。</p>
<p>平成23年度に策定した「新行動計画」では、平成26年度末の現・滞合計徴収率を96.1%とすることとし、4年計画で徴収率の向上に取り組んでいる。</p>	<p>ことであるため、引き続き全体の徴収率向上に向けて取り組んでいただきたい。</p>
<p>14. 租税教育</p> <p>(1) 高等学校を対象とした租税教育を検討すべきである(意見)</p> <p>現在、山梨県において行われている租税教育の取組は、小中学校生を対象としたものであり、高校生その他の層を対象とした租税教育の取組は行われていない。</p> <p>「平成23年度税制改正大綱」(平成22年12月16日)において、「特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高専学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係者庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。」と述べており、高等学校における租税教育は、租税教育の更なる充実にとって不可欠な取組であると認識されている。高校生は納税者となる時期が最も近いことから、山梨県としての高専生に対する租税教育の取組を検討するべきであると考える。</p>	<p>こうした中、平成23年度は合計徴収率が95.9%に改善した。</p> <p>今後も、徴収率向上を図るための「山梨県税収確保対策」を策定し、主要税目である個人県民税などの徴収強化に努めていく。</p>
<p>15. 税務システム</p> <p>(1) 税務システムの運用維持管理業務委託契約における再委託に関する事項を追加すべきである(意見)</p> <p>税務システムの運用維持管理業務の委託契約書に再委託に関する事項がない。契約書に再委託に関する事項を設け、再委託者についても、委託先と同等のセキュリティ体制が敷かれるよう、契約書上に明記することが望まれる。</p>	<p>現在、県においては、山梨県租税教育推進協議会(構成：教育関係者、県関係者、国税関係者、民間団体関係者)を通じて、国税庁作成の税に関する作文募集資料の配付、租税教室(税金教室)の案内用リーフレットの配付・開催等を行っている。</p> <p>また、平成23年度税制改正大綱を受けて、平成23年11月には、文部科学省、総務省、国税庁の職員を構成員とする租税教育推進関係者庁等協議会が発足したところである。</p> <p>については、国税庁、県関係機関等と連携を取りながら、高校生に向けた租税教育の充実等の検討を進めていく。</p>
<p>平成24年度からの税務システムの運用維持管理業務委託契約(長期継続契約)において、委託契約書に、再委託は原則禁止、再委託する場合には事前に書面による承諾を得ることを規定した再委託に関する事項を追加した。</p>	



<p>(2) 一時訪問者用 IC カードに対する退庁時の所在確認及び確認記録を行うべきである (意見)</p> <p>税務課で保有する一時訪問者用 IC カードは、使用頻度が月 1 回程度のため、万一紛失した場合、最長 1 ヶ月間気づかない恐れがある。</p> <p>日々、職員の退庁時に IC カードの所在確認を行い、確認した記録を残すことが望まれる。</p> <p>(3) 「税務システムデータ管理台帳」に具体的な LTO の名称の記録を残すべきである (意見)</p> <p>税務システムのバックアップデータを格納した LTO を情報政策課を介して遠隔地保管しているが、その結果を記録する「税務システム管理台帳」に保管した LTO 情報を記録していない。</p> <p>台帳に使用した LTO の具体的な情報を記録して残すことが望まれる。</p> <p>(4) 税務システムに関する設計書や連絡票等のドキュメントを施錠保管すべきである (意見)</p> <p>税務システムに関するドキュメント(紙) が、常時施錠できる場所に保管されていない。</p> <p>施錠可能な場所で保管、管理する必要がある。</p> <p>(5) 税務システム関係の特権 ID 及びパスワードを県が主体的に管理すべきである (意見)</p> <p>税務システム関係の特権 ID 及びパスワードの管理を実際に保守作業で使用</p>	<p>再委託先からも委託先と同様に責任体制報告書を提出させ、セキュリティ体制を確認した。</p> <p>システム関連の月次作業をチェックする「日々処理チェック表」に IC カードの所在確認をチェックする項目を新たに設け、日々所在確認を行い、確認結果を記録として残している。</p> <p>「税務システムデータ管理台帳」に、使用した LTO 情報を記載できるよう台帳様式を変更した。</p> <p>税務システム関連のドキュメントは全て施錠可能な文書庫又は文書ロッカーの中に保管した。</p> <p>特権 ID 及びパスワードの管理状況を確認し、県 (税務課) が主体となって情報</p>	<p>る委託先に任せ切りにしており、税務課ではその情報を管理、把握していない。</p> <p>県 (税務課) が主体的に特権 ID 及びパスワードの管理することが望まれる。</p> <p>(6) 税務システムの本番データの利用について適切な管理を行うべきである (意見)</p> <p>システム改修のリリユース前の試験等で委託先業者が税務システムの実データを利用する際の県の事前承認は、口頭承認で済ませており、利用後のデータ廃棄結果の記録等も特に残していない。</p> <p>委託先で実データを利用する際の事前承認は連絡票を用いた運用が望まれ、また、委託先が利用後に実データを適切に廃棄したことを県でも確認・記録することが望まれる。</p> <p>テーマ 2 出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について</p> <p>1. 公益財団法人長田ふるさと財団</p> <p>(1) 財務諸表に記載間違いが見られる。(指摘事項)</p> <p>基本財産 5 億円は、指定正味財産として計上すべきである。設立当時から、基本財産は財団の事業目的にしか使われないという考えで財団を運営してきており、当初から一般正味財産として計上してきたものである。</p> <p>(2) 助成事業に特別扱いされた事業が含まれており県の出資法人が行う助成事業としては不適切である。(指摘事項)</p> <p>当財団の財産は長田一族の寄付を原資とする県の出捐金が 60%、その後の長</p>	<p>管理することとした。</p> <p>委託先業者が実データを利用する際には、事前に連絡票を用いて利用するデータの内容、使用期限、廃棄方法等について承認を求めると、また、利用後も連絡票により、データ廃棄の日時、方法等を連絡し、県 (税務課) の確認を受けることとした。</p> <p>今後「理事会が特に認める事業」については、助成を開始する時に期限・金額</p>
---	--	--	--

<p>田一族から当財団への直接の寄付による40%となっており、県が全額出捐している訳ではないため、県以外の出資者の意向も反映されている。しかしながら、指摘のあった「理事会が特に認める事業」3事業については、今まで期限を定めること無く実施されており、結果として特定団体への利益誘導となっていることは否めない。</p> <p>(3) 「県民の看護師さん」表彰事業について改善すべき事項が見られる。(意見)</p> <p>① 被推薦者が所属している医療機関が比較的固定化しているため、より多くの医療機関から推薦されるように工夫すべきである。</p> <p>② 推薦書、被推薦者の意見書、病院等の評価調査、履歴書により選考委員が採点するが、採点結果にはばらつきがみられる。これは審査の対象となる書類が少なく情報に限定されること、推薦者の熱意や被推薦者の文章力等により採点結果が左右されることによるものと思われる。採点には面接等を実施し評価の精度をあげることが必要と思われる。</p> <p>(4) 助成金申請書類の精査の効率化を図るべきである。(指摘事項)</p> <p>財団事務局が表計算に入力し並び替えを行ったうえで内容を精査している。助成金を交付する側が必要以上の手間やコストをかけることになっており、不適切である。精査にかかる作業を効率的に行うために、交付先の各団体が提出する書類を支出項目ごとに整理された定型的な形で提出するよう義務付けるべきである。</p>	<p>を定めることとし、現在の3事業については、助成を突然止めることと継続が危ぶまれる事業もあることから、交付要綱に準じ、3年程度の期間を与えながら、徐々に助成額を減額し自立を促すこととした。</p> <p>休暇の取得が必要となる現行の副賞内容について変更も含め、検討する。</p> <p>選考委員会の委員は各種の団体から選考し、最終的には委員全員による協議・合意の上表彰者を決定している。</p> <p>また、本表彰制度は、病氣や障害を持つ患者に対し、親身になって看護している看護師等の日頃の労に対し、表彰をもってねぎらうことを目的としたものであり、審査に当たって本人の面接を行なうことは適当でないと考えている。</p> <p>助成金交付要綱の収入・支出の様式について、基本的な勘定科目を記載することとし、申請者に取捨選択させるように改善するとともに、一般的な記載例、領収書を区分けして貼付できるように様式を追加した。</p>	<p>2. 更生保護法人山梨県更生保護協会</p> <p>(1) 理事会運営規則等の設定について(意見)</p> <p>当協会においては、理事会の議長について、理事長が欠席した場合の議長選任方法に関する規定がなく、定款第7条第2項を適用して副理事長が理事長の職務を行っていた。定款を変更するためには法務大臣の許可が必要となるため、容易には行い難い状況である。</p> <p>理事会運営を円滑に行うためには、理事会運営規則等を設けて実務的に対応することが望ましい。</p> <p>山梨県更正保護協会定款 第7条第2項 副理事長は、(中略)理事長に事故あるときは、(中略)その職務を行う。</p> <p>(2) 山梨県保護司連合会との管理費分担について(指摘事項)</p> <p>当法人と山梨県保護司連合会は、甲府保護観察所に事務所が存在し、事務職員も兼務している。当法人から連合会への助成や機関誌の共同発行等も合同して行い緊密な関係にある中、事務局の管理費は両団体がほぼ折半になるよう経費を按分しているとのことであるが恣意的であり、実際の使用状況などにより、勘定科目ごとに合理的な按分基準を決め、継続的に適用すべきである。あるいは、連合会は当法人から助成を受けているので、連合会から当法人に対して事務委託を行い、事務委託料を支払うことにより両団体の負担を明確化することも一考に値する。</p> <p>当法人と連合会との事務割合はほぼ半々であり、按分している勘定科目の内容は、通信運搬費の電話代、役員費のコピー機カウンター料、賃貸料のコピー機リース代及びパソコンリース料である。明確ではない按分基準により負担額を決めていたが、共通経費については折半とし、それ以外は個別に負担するよう改善した。</p> <p>&lt;指摘項目例&gt; ・コピー機リース代…連合会負担</p>
--	--	---

<p>・コンピュータ料金、パソコンリース料…当法人負担          ・電話料…両者が月毎に順番に負担（電報は個別対応）</p>		<p>用後保管されているが、これらについてはも当法人としての領収書の使用状況等の管理を行うべきである。また、各団体に對して、領収証の受払管理・発行方法・書き損じの際の処理・未発行領収書の指導を行い、場合によっては、使用済み領収証を回収し管理することも必要である。</p>	<p>局へ返却するよう指導し、返却後は事務局職員が領収書受払簿と突合することで各地区の領収書の在庫状況の管理ができればよう改善した。          また、各地区会計担当者が賛助会費を持参した際に、領収書受払簿による適正な受払管理、二人体制での領収書発行、書き損じの際は切り離さずに領収書綴りに残すよう指導している。</p>
<p>(3) 賛助会費領収書の管理について（指摘事項）          賛助会費の納入は、各地区の保護司会、更生保護女性会等を通じて行われている。賛助会費の納入には、4枚複写で各集に連番が付され一冊となった領収書綴りを使用している。領収書綴りの受払については、協会がまとめて印刷業者に出し、納入後→在庫→各地区団体の要求により払出→各地区団体等で管理・発行・使用後保管→4枚目の当法人控えを現金とともに協会へ持参→控えを綴り保管するという流れになっている。この領収書の管理について、次の4つの問題点が見られた。</p>	<p>適正な領収書綴りの受払管理のため、「領収書受払簿」を作成し、受入と払出の記録を月ごとに行いい在庫管理を行うよう改善した。また、棚卸を10月と3月の年2回行い、領収書受払簿に記録するよう改善した。</p>	<p>(4) 会計基準における財務諸表への注記について（指摘事項）          更生保護事業会計基準第20条には、資産の評価方法や固定資産の減価償却の方法等計算書類の作成に関する重要な会計方針等、計算書類に注記すべき事項が定められているが、過年度の計算書類にはそれらの事項の注記が行われていなかった。今後は、個別注記表の作成等により、資産の評価方法等について注記を行うべきである。</p>	<p>平成23年度決算書から、注記を行い改善した。</p>
<p>① 領収書綴りの受払管理がされておらず、棚卸もされていない。</p>	<p>領収書受払簿」を作成し、受入と払出の記録を月ごとに行いい在庫管理を行うよう改善した。また、棚卸を10月と3月の年2回行い、領収書受払簿に記録するよう改善した。</p>	<p>(5) 計算書類の様式及び表示方法等について（意見）          当法人で作成している計算書類は、その様式や使用している科目の名称が更生保護会計基準に準じていないものが見られるが、計算書類の作成は基準に従って行われべきである。          ・ 事業年度の表示          ・ 当期繰越金の表示          ・ 名称の適正化          （退職手当→退職給与）          （連絡保護事業→連絡助成事業）          また、更生保護会計基準の定めそのものの改善（収支計算書、貸借対照表の様式の改善）が求められると考えられるものがある。</p>	<p>様式、名称について、更生保護事業会計基準様式1～3号に則り全て改善した。          また、更生保護事業会計基準の定めそのものの改善については、当法人の所管するところではなく、法務省保護局甲府保護観察所へ伝達した。</p>
<p>② 領収書綴りの各地区団体等への払出時に「地区別領収書番号控え」を作成し、渡した領収書の番号を記入しているが記入漏れが多く、受払の管理として機能していない。</p>	<p>払出事務については事務局2人体制とし、実際の払出と領収書受払簿への記入をそれぞれ分担し、相互にチェックしながら記入漏れをなくす体制に改善した。</p>		
<p>③ 領収書3枚目の当法人控えには、扱者印欄があるが、この欄に記載のないものが多い。責任の所在や後日不明点があった場合に確認するためにも、扱者欄への記載は必要である。</p>	<p>領収書3枚目の扱者印欄への押印を徹底するよう各団体に周知、徹底した。更に、この事務に関して、事務局2人体制でチェックし、押印のないものは受け付けないこととした。</p>		
<p>④ 領収書は各地区団体等で管理され使</p>	<p>各団体の使用済み領収書綴りは、事務</p>	<p>(6) 退職給与引当金について（指摘事項</p>	

<p>項) 平成22年度決算時において、貸借対照表の退職給与引当金は本来635,000円であるところ、1,243,000円であり、608,000円過大に計上されている。速やかに取り崩し、雑収入に入れるべきである。 また、退職金規程では勤続年数の端数と月数の端数の計算方法が規定されていないので、この扱いについては、規定において定められることが求められると考えられる。</p>	<p>平成22年度決算時に退職給与引当金として計上した1,243,000円のうち608,000円については、取り崩し後、平成23年度の雑収入に入れる対応を済ませた。 また、退職金の勤続年数の端数及び月数の端数の取扱について退職金規程を改正した。</p>	<p>を経過し自動更新により金利が変動し、額面よりすべて低金利の変動金利であった。種々のリスクを考慮した上での法人の判断によるが、安全性を重視したうえで、経済性の面からも運用方法を検討することも必要と思われる。</p> <p>(10) 監事の日当支給について(意見) 監事の監査に対し、交通費の支給の他、日当を@3,000円支給しているが、これについての規定がないため、規定を設け明確化するべきである。</p> <p>(11) 助成対象となっている全ての地区の決算報告書について(意見) 山梨県更生保護女性連盟の19地区更生保護女性会に助成金を交付しているが、交付後にその決算書を入手しているのは5地区のみである。助成金が適正に経理及び使用されているか確認する意味も含め、助成対象としている全ての地区の決算報告書を入手すべきであり、また、決算報告書の処理についても統一したルールを作成することが望ましい。</p> <p>助成金の適正な経理及び処理の確認のために、未提出地区に対し提出を指導した。また、決算終了後に速やかに決算報告書を提出するよう全地区に指導するとともに、助成金の適正な経理及び使用がなされているかについて、事務局職員が内容をすべて確認することとした。さらに、各地区の決算報告書の処理について、今年度から、収入の部に助成金項目を設けた収支決算書に統一するよう通知し、周知・徹底のための指導を行っている。</p>
<p>(7) 機関紙の単価基準について(意見) 年3回発行している機関紙については、3社の見積合わせを行っている。採用した見積書と実際に請求される単価が一致していないことが多いが、これでは見積合わせをした意味がない。見積合わせの実施時に、発行部数やカラ一印刷等の条件により見積単価を明確に定めるか、発行条件が異なる都度見積合わせを実施することが必要である。</p>	<p>年間の機関誌発行3回分をまとめて見積合わせをし、委託業者を決定していたが、発行回数ごとに部数や掲載内容を精査した上で見積書を徴収する方法に改善した。</p>	<p>当法人については、扶養控除申告書の提出がない職員に対して「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄での源泉徴収がなされていないかった。これは法人に課されている源泉徴収義務違反に当たると判断されるため、今後は法令に則った処理を確実に行うべきである。</p>
<p>(8) 職員の給与に対する所得税の源泉徴収について(指摘事項) 当法人では、扶養控除申告書の提出がない職員に対して「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄での源泉徴収がなされていないかった。これは法人に課されている源泉徴収義務違反に当たると判断されるため、今後は法令に則った処理を確実に行うべきである。</p>	<p>平成23年分から乙欄を適用しての源泉徴収を行った。</p>	<p>3. 財団法人やまなみ文化基金</p> <p>(1) 理事会、評議員会への出席率向上について改善が必要である(指摘事項) 理事会及び評議員会への出席率は低調であり、出席率の向上のための改善が必要である。</p> <p>(2) 助成事業の収支報告に不適切な支出が認められる(意見) 当法人では文化活動を行う県内の団体</p> <p>当法人については、平成24年4月1日付けで財団法人から公益財団法人に移行した。移行後においては、役員及び評議員本人の出席を必須としている。</p>
<p>(9) 資金運用について(意見) ペイオフ対策のため9つの金融機関に延べ11の定期預金を組み、ペイオフの限度額またはそれ以上預け入れしているが、これらの定期預金は1年満期で全て超低金利であった。また、預入期間1年</p>	<p>役員および専門家のアドバイスを受けながら、安全性、経済性を配慮した運用に努めていく</p>	

<p>に対して助成事業を行っているが、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>①助成金の交付申請に当たって提出された収支予算書と、事業終了後に提出された収支決算書の支出項目が異なり、予算どおりの支出が行われたか否か検証が困難な事例が見られる。</p> <p>②収支予算で計画していた場合より収入が多くなり、収支差額が生じた事例が1件あった。収支差額が生じている場合には助成金の返還を検討することも必要である。</p> <p>③収支報告の中には、恣意的と思われる支出で収支を合わせているものと認められるものが見られる。</p> <p>④給与及び報酬に関する所得税の源泉はほとんどのケースで行われていない。</p> <p>(3) 助成金支給額の決定プロセスの根拠資料がなく、不透明である (意見) 当法人において事務局案の報告が行われ、それを理事会が承認するというプロセスが踏まれているが、その算定資料等が存在せず、外部の者がその決定プロセスに疑義を抱く可能性は否定できない。事務局、すなわち県職員による支給案の作成時にその基礎となった算定資料は保管整備され、かつ当然に理事会に提示及び説明される必要がある。</p> <p>(4) 寄付者からの独立性が確保された組織体制を構築することが必要と思われる (意見) 当法人は、山梨日日新聞社及び山梨放送から県に対して寄附があり、それを原</p>	<p>事業実施中に事業内容、支出項目に変更がある場合には、変更内容について説明を求め、確認を行っている。</p> <p>収支差額が生じた場合の対応方法について、助成金の減額などを含め検討していく。</p> <p>支出内容はこれまでも厳正な確認を行っているが、誤解を生じさせることがないよう指導を行っていく。</p> <p>税務署に相談するよう指導した。</p> <p>助成金交付要綱に定める助成額算定基準に基づき、申請団体の規模、事業内容及び形式等を加味した上で理事会の審議を経て助成額を決定している。</p> <p>更に、公益財団法人移行に伴い、平成24年度から助成事業選考委員会において助成事業の選考を行なうこととした。</p>	<p>定を行った。</p> <p>資として設立された財団法人である。その役員構成は、寄付者の関連団体の役員が多くを占めており、県の出資法人としての独立性を確保することが必要と思われる。</p> <p>(5) 助成対象として適切であるか検討が必要な事例が見られる (意見) 過去5年間の助成金の交付対象となつた事業の内、毎年1～2件は法人設立の原資寄付者のグループへの助成が行われていた。助成を行うこと自体には制限等はないが、恣意的な決定が行われているのではないかと疑念を外部の者に対して抱かせる可能性は否定できず、慎重な取扱いが求められる。また、助成対象となつた事業には、一般的に考えて県の出資法人が助成するに適切であるか検討が必要な事業がある。県民の財産である基金の運用益が助成の原資となるため、助成対象の選定に当たっては更に慎重な判断が求められると考えられる。</p> <p>4. 社団法人山梨県私学教育振興会</p> <p>(1) 出資法人間の出資金や入会金等に格差や規定違反が生じている (指摘事項)</p> <p>① 出資法人間で出資金の額について大きな格差が生じている。</p> <p>②出資金の額について規定されていない徴収を行っている。</p> <p>③規定されていない入会金を徴収している。</p>
<p>公益財団法人移行にあたり、役員等についてでも公益認定基準に適合するよう選</p>	<p>公益財団法人移行に伴い、平成24年度から助成事業選考委員会において助成事業の選考を行なうこととした。</p>	<p>助成事業の選考については、申請事業の内容等を助成金交付要綱に照らし、慎重に審査をしている。</p> <p>更に、公益財団法人移行に伴い、平成24年度から助成事業選考委員会において助成事業の選考を行なうこととした。</p> <p>会員となつた時期により園児数等が変動するため、金類的には差が生じているが、業務方法書の積算基準により出資金を徴収している。増資についても年度毎に同じ積算基準で各法人から出資金を徴収している。</p> <p>私学教育振興会を含む私学関係5団体の合併・統合(平成24年11月)の際に出資金、入会金の徴収規定を改正し、合併・統合後は改正後の規定に基づき徴収している。</p>

<p>(2) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた(指摘事項)</p> <p>①収支計算書に対する注記に「資金の範囲」についての記載が漏れている。</p> <p>②「財務諸表に対する注記」の記載が全て漏れている。</p> <p>③指定正味財産の計上がされていない。</p> <p>④1年内回収予定長期貸付金が区分計上されていない。</p>	<p>平成23年度決算から決算書への記載、計上を行った。</p>	<p>同(担保貸)があるので改訂する必要がある。</p> <p>③第12条で利息は半年ごとに徴収するものとするがあるが、実際は5月31日と9月30日に徴収しているため、実態に即して改訂するが業務方法書どおりにするか検討する必要がある。</p> <p>④第13条で貸付の対象になった事業の完了後、理事長に提出しなければならぬ書類として、契約書の写し、事業完了報告書、完成写真の記載があるが、代金の領収書の写しや工事変更契約書の写しも貸付の実態の把握のため必要であると考える。</p>
<p>(3) 幼稚園等への貸付業務実施において準拠すべき「業務方法書」に不備が存在する(指摘事項)</p> <p>①第8条で貸付を受けようとする者は、「物上担保を提供しなければならぬ」と規定されているが、すべて融資にあたり担保の提供を受けているわけではない。実際の運用は2,000万円超の貸付の時に物上担保がとられているので、今後も同様に扱うなら業務方法書の記載を訂正すべきである。</p> <p>②第8条で確実な連帯保証人を立て理事会が承認すれば担保提供が免除されると規定しており、現実の運用では連帯保証人2名を要求しているが、2名を用意することが困難なため監事が連帯保証人となっているケースが見られる。このため、連帯保証人の人数の緩和を検討するとともに、監事が連帯保証人となることは監事監査の独立性の観点から不適当であることから、連帯保証人の適格者から監事を除外すべきである。</p> <p>③第6条の第1項2号と第2項は矛盾する項目であるため、第2項を削除することが必要である。</p> <p>④第11条で貸付を決定したときは貸付契約書(第6号様式)により契約を結びとあるが、第6号様式がなく、第7号様式の中に貸付借用契約証書(保証貸)と</p>	<p>平成24年度通常総会(H24.4.24)で業務方法書の条文を改正した。連帯保証人の必要数については、合併後の新組織の関係規定等を整備する中で検討を行った結果、現状どおり2名とし、運用の中で、監事以外の人を連帯保証人に選任するよう学校法人に求めていくこととした。</p>	<p>(4) 融資に当たり物上担保の提供を受けているが、平成18年度以前は担保物の時価の査定が行われていない(指摘事項)</p> <p>融資に当たって提供を受ける担保物について、評価額の根拠資料の提示を受けたり、時価の査定が行われていない。当該担保物の評価額は、業務方法書に記載された貸付限度額算定の根拠になるものでなく、貸付金回収の担保となるものであることから、時価査定等を適正に行うべきである。</p> <p>時価査定は経費の面から実施は困難であるが、土地については公表された路線価等、建物については学校法人の帳簿価格等の資料を参考にして評価額の確認を行うこととする。</p>
<p>⑤第11条で貸付を決定したときは貸付契約書(第6号様式)により契約を結びとあるが、第6号様式がなく、第7号様式の中に貸付借用契約証書(保証貸)と</p>	<p>同(担保貸)があるので改訂する必要がある。</p> <p>⑤第12条で利息は半年ごとに徴収するものとするがあるが、実際は5月31日と9月30日に徴収しているため、実態に即して改訂するが業務方法書どおりにするか検討する必要がある。</p> <p>④第13条で貸付の対象になった事業の完了後、理事長に提出しなければならぬ書類として、契約書の写し、事業完了報告書、完成写真の記載があるが、代金の領収書の写しや工事変更契約書の写しも貸付の実態の把握のため必要であると考える。</p>	<p>(5) 当法人を含む3つの団体に共通発生する人件費の負担割合についての再検討が必要である(意見)</p> <p>私学教育振興会を含む私学関係5団体の合併・統合(平成24年11月)の際に、新組織における人件費の適正な負担割合を定め、平成25年度予算から適用</p>

<p>(6) 助成金の交付事業について、より正確な収支予算のもと助成金額を決定すべきと思われる。(意見)</p>	<p>している。</p>	<p>サービスの内容等を勘案しながら、より充実した福利厚生事業が行えるよう検討していく。</p>
<p>5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団 (1) 預金出納帳の記帳について (指摘事項) 通帳の記載内容が総勘定元帳へ適切に反映されておらず、8/29 及び 8/30 について一部記載漏れが生じていた。 出納業務は現金及び預金の取引が生じる都度はその取引内容を記帳し、現金及び預金の残高を日々把握することが必要であり、資金管理等にとって重要な業務である。預金出納帳の業務を適時適切に行うべきである。</p>	<p>助成金の申請については、収支予算書の各項目に詳細な積算根拠を記載し、また、必要に応じて申請者に積算方法の説明を求めするなど、より正確な収支予算書に基づき助成金額の決定を行うこととする。</p>	<p>平成 22 年度からは、収支予算書を作成した。 また、平成 24 年度事業計画・当初予算等の総会を平成 24 年 3 月 8 日に開催し、平成 23 年度事業報告・決算等に係る総会を平成 24 年 5 月 29 日に開催し承認を得た。</p>
<p>(2) 互助会の運営等について (指摘事項・意見) ① 平成 20 年 4 月 1 日以降の規約の改正が行われておらず、事務所所在地について法人本部が従来所在した場所のままとなっていた。法人本部の現所在地へ速やかに変更すべきである。</p>	<p>実査時の前 2 日分の処理が未処理であったものであるが、適時適切に処理している。</p>	<p>退職慰労金を考慮しながら、資金不足に陥らないよう事業運営を行っている。</p>
<p>② 当法人から職員の掛金月額 200 円と同額の一般補助が行われているが、当該補助について規定がされていない。根拠となる規定を設けるべきである。 ③ 当法人は職員の福利厚生の一環とし</p>	<p>平成 23 年 10 月に規約を改正した。</p>	<p>平成 24 年 1 月に国税局電話相談センターに問い合わせをしたところ、非課税に該当するとの回答を得た。</p>
<p>山梨県公報号外 第二十七号</p>	<p>平成二十五年四月二十六日</p>	<p>1111</p>

て社会福祉法人福利厚生センターに加入し、職員は慶弔及び資格取得等ほぼ重複するような内容で祝品や弔慰金・見舞金を受給することができ、またクラブ活動に対する助成も行われている。法人から当該互助会への補助については職員の福利厚生に関する過剰な支出と思われる。

④ 平成 19 年度～21 年度の収支予算書が作成されていない。また、当該収支予算書等は運営委員会の承認が必要であるが、承認も行われていない。

⑤ 互助会では加入者の退職にあたり規約に基づき退職慰労金を給付している。互助会が支給すべき平成 22 年度末の退職慰労金要支給額は互助会が所有する預金残額と貸付金残額を加えた額をやや下回っているため現状では退職慰労金の支給に問題はないものと思われるが、平成 22 年度の事務費・事業費等を合計すると、掛金及び法人からの一般補助の合計を退職慰労金要支給額が超える支出となっている。今後は毎年度の退職慰労金要支給額を考慮しながら事業の運営を行うことが必要である。

⑥ 加入者が社会福祉事業に関する一定の資格を取得した場合、奨励金 2 万円を交付しているが、法人が職員の資格取得について金銭の給付を行った場合には、給与として所得税の課税が行われ、源泉徴収が必要となる可能性も否定できない。従って、この課税面からの検討を行った上で制度の運営を行う必要性も認められる。

⑦ 法人が加入している(福)福祉厚生センターでは申請に基づきクラブ・サークル活動助成を行っているが、各クラブ等からの申請がなかったため平成19年度以降当該助成の申請が行われていない。職員の福利厚生を充実させる点においても、制度の更なる周知徹底が必要と思われる。

(3) 職員に対する諸手当について(指摘事項)  
かえで荘の宿直業務員が宿直時に風呂の清掃をした場合、報酬として10%の源泉徴収は行われているものの、風呂掃除の委託料として委託費が計上されている。また、聴覚障害者情報センターの職員が時間外に手話通訳をした場合、報酬として10%の源泉徴収がされているものの、委託費として計上されている。いずれも、業務の内容はともかくとして雇用関係を前提として支払われるものであり、報酬として源泉を行うことは所得税法上間違った処理である。法令の遵守が望まれる。

(4) かえで荘のガス料金の負担について(意見)  
かえで荘では食堂運営を民間会社に委託しており、契約では光熱水費は社会福祉事業団の負担となっている。水道代や電気代については切り分けが難しいものの、ガス代については厨房のみで使用しているため、ガス代については契約を変更して委託会社に請求することを検討すべきである。

(5) 講師に対する交通費について(意見)  
聴覚障害者情報センターにおいて、講師に報酬及び交通費の現金支給を行うっており、報酬及び交通費の支給額に対して

互助会運営委員会において、周知していく。また、年4回発行の広報誌においても継続して周知していく。

平成24年度から給与や時間外手当として処理するよう改めた。

現在の契約では光熱費を業者に負担させることは難しいため、次回業者選定の際、契約内容とともに検討する。

講師と相談の上、必要に応じて乗車券を送付していく。

所得税を源泉徴収している。現在の処理は、所得税法の規定に従った処理であり問題があるわけではないが、遠方の講師の場合は交通費分に対する所得税の負担額も無視し得ない金額となるので、所得税法に規定されている実費精算にすると、乗車券を送付する等の経費削減を検討すべきである。

(6) かえで荘のワッサージ機の現金回収について(意見)  
かえで荘の4台のワッサージ機の利用料は現金で機械に付属しているコインタイマーに投入し利用している。コインタイマーによる収入は証拠書類が残らないため、何らかの内部牽制がなければ、職員が着服することも不可能ではない。従って、2人で回収し他人のチェックが入るような内部牽制を構築することが必要である。

実査時以降、事務職員1名と応援員1名にて回収作業を行うことに改めた。

(7) 経理規程に従った管理が行われていない事例について(指摘事項)  
① 現金金種表を作成していない。  
当法人は、経理規程第26条に従い支払いを定額資金前渡し制度による資金(小口現金)により行っているが、日々の現金有高を示す金種表を作成していない施設があった。金種表での確認がないということは、現金の実地照合をしていないこととなり、現金残高の信頼性を損ねることとなるため、適正さを欠いているので早急に改善する必要がある。

未作成の施設に対し指導し、平成23年9月分から作成している。

② 固定資産管理責任者の任命がない。  
経理規程に定める固定資産管理責任者の任命が、どの施設でもされていない。固定資産の実物との突合、使用状況の調査、廃棄処分手続きなどの法人内での現

平成24年1月1日付けで、固定資産管理責任者を任命した。



況管理を曖昧にする要因となることも考えられる。資産の現状把握は資産の有効活用に繋がることにもなるので、経理規程に従い早急に固定資産管理責任者を任命し対処する必要がある。

③ 貯蔵品の実地棚卸をしていない。  
経理規程では会計年度末に切手、収入印紙、介護用品や利用者の寝具等の貯蔵品の実地棚卸を行うこととなっているが、全ての棚卸を行っていたのは豊寿荘のみであった。実地棚卸の目的は、残高数量の確認に留まらず、不良在庫の確認、過剰在庫の削減、不正使用の排除等といった経営上の内部牽制にある。実地棚卸を省くことは規定に反していると言え、経理規程に従い貯蔵品についても実地棚卸を適正に実施すべきである。

(8) 桃源荘の基本財産について (指摘事項)  
桃源荘のショートステイ室増築分とゾイサービスセンター事業分の増築部分について、貸借対照表の基本財産及び固定資産台帳に記載がなかった。県の公有財産台帳の特別養護老人ホーム桃源荘本館に増築分について記載がなく価格不明のため計上できないとのことであったが、不適正な処理なので、県と協議のうえ早急に対処することが必要である。

(9) 会計処理に係る不適切な事項について (指摘事項)  
① 未収金台帳と実際の未収金に差異がある。  
豊寿荘において、利用者負担金の請求額の計上の誤りや未収計上の漏れ、国民健康保険団体連合会の審査における過誤の請求や保留金の入金などに対応した調整額の仕訳がないこと、また連合会の処

平成23年度から、経理規程に則り、実地棚卸を行っている。

県からの建物移管時に公有財産台帳への記載がなかったことによるものであるため、県と協議の上適切に対応する。

内容を確認したところ、利用料請求額等の誤りやそれらを処理するための仕訳の欠落、及び利用料の未収金計上漏れによる差異であった。今後は請求額の誤りや、未収金の計上漏れ等がないよう、請求事務の確認を徹底する。

遇改善交付金についての差額調整の仕訳処理の欠落により、未収金と未収金台帳に差異が生じている。このままでは、不明瞭な未収金額が推移し翌年度へも影響することとなるので、差異の内容を調査し早急に対処することが必要である。

② 固定資産台帳に計上漏れの資産がある。また、過剰に減価償却されている資産がある。  
豊寿荘において、貸借対照表と固定資産管理台帳が一致していないものがあり、固定資産管理台帳より漏れているものがあった。また固定資産管理台帳には記載したが、貸借対照表及び事業収支計算書に修正仕訳を入れるのを失念したものがあつた。

また、以前の規定の減価償却費を加算したまま新たな会計基準の規定による減価償却費を加算したため、償却費が過剰となり、資産残高が過少となっている。  
明生学園においても固定資産管理台帳に記載のない資産、固定資産管理台帳にはあるが貸借対照表に記載のない資産があつた。いずれも是正が必要である。

③ 施設内で振替えられた未収金と未収金の額の不一致について  
豊寿荘では、施設内で資金の繰替及び共通経費の負担の振替を行っており、会計年度末に未収金と未払金に載っている。その額は相対するので双方同額が載ることになるが、一致していなかった。不一致により収入の計上漏れ及び経費の過大計上となり、収支差額に過誤を生じていることとなる。差異の内容を調査し、早急に対処することが必要である。  
(10) 各施設から本部への繰入金処理について (意見)

内容を確認したところ、除却処理が未処理である資産が台帳上存在していたため、固定資産台帳を精査し、資産を確認した上で、平成23年度決算時に修正した。

受け取った収入、支払額には誤りはなかった。振替処理をその都度行わなかったことが原因であったので、今後は収入や支払いを行った都度振替処理を行っていく。